



島根県報

平成30年11月20日（火）

第3,059号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成30年度島根県准看護師試験の実施	(医 療 政 策 課)	2
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	4
保安林の指定施業要件の変更（3件）	(")	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	7

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者講習会の開催	(森 林 整 備 課)	7
------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第726号**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成30年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成30年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成31年2月8日（金） 午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所**(1) 松江会場**

松江市殿町158 島根県民会館

(2) 浜田会場

浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎

3 試験の方法

筆記試験（四肢択一式）

4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

5 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成31年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成31年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成31年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成31年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成31年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で知事が適当と認めたもの

6 受験願書等の配布**(1) 配布開始日**

平成30年11月20日（火）

(2) 配布場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）

- (3) 受験願書等の郵送を希望する場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、請求すること。

- (4) 受験願書等の配布は、試験会場の収容人員に達した時点で終了とする。なお、配布に当たっては、島根県内の准看

護師養成所を卒業した者（平成31年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）及び島根県内に在住する者を優先する。他県からの受験希望者は、14の(3)を確認すること。

7 提出書類

(1) 受験願書

(2) 受験票（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦6センチメートル、横4センチメートルの写真を所定欄に貼り付けたもの。裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）なお、学校、養成所又は大学において受験用写真を貼った受験票に、当該学校、養成所又は大学の刻印及び照合印を押すこと（当該刻印及び照合印を得ることができない者においては、受験票の写真と照合することのできる写真付き身分証明書の写しを提出すること。）。

(3) 受験資格を確認できる次の書類

ア 修業証明書又は卒業証明書（出願時において修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、修業又は卒業後速やかに修業証明書又は卒業証明書を提出することとする。平成31年3月29日（金）午後5時（必着）までに提出がない場合は、当該受験を無効とする。なお、婚姻等により、氏名の変更があり、修業証明書又は卒業証明書に記載されている氏名と受験願書及び受験票に記載された氏名が異なる場合は、出願書類に戸籍抄本を添付すること。）

イ 5の(6)又は(7)に該当する者は、それを証する書面

8 受験手数料

6,900円（島根県収入証紙で納付すること。収入証紙には消印をしないこと。他県からの受験者は、郵便為替（ゆうちょ銀行が発行する定額小為替又は普通為替）で納付すること。ただし、納付された受験手数料は、返還しない。）

9 願書の提出期間等

(1) 提出期間

平成31年1月4日（金）から同月11日（金）まで

(2) 受付場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）

(3) 受付方法等

受付場所への持参又は書留郵便による送付とする（持参により提出する場合は、提出期間中の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。書留郵便により提出する場合は、平成31年1月4日（金）から同月11日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。）。

10 受験票の交付

受験を認めた者には、平成31年1月23日（水）までに受験票を交付する。受験票は、各県内准看護師養成施設一括申込み分については施設長宛て一括送付し、個人申込み分については随時送付する。

平成31年1月25日（金）までに受験票が届かない場合は、島根県健康福祉部医療政策課に問い合わせること。

11 合格発表

平成31年3月8日（金）午前9時県庁前の掲示場に合格者の受験番号を掲示するとともに、同日午前9時30分から島根県健康福祉部医療政策課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。また、同日付けの島根県報にも登載する。

可否に関する電話での問合せには、原則として応じない。

12 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

13 試験成績の開示

試験の成績を、次のとおり開示する。

(1) 開示内容

総合得点及び科目別得点

(2) 開示対象者

全受験者

(3) 開示請求できる者

受験者本人

(4) 開示期間

平成31年3月8日(金)から同年4月5日(金)(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)まで(受付時間は、午前9時から午後5時まで。)とする。

(5) 開示請求の方法

島根県健康福祉部医療政策課にて、受験者本人が受験票を提示し、口頭により請求する。

(6) 開示方法

開示請求のあった日に、原則として閲覧により開示する。口頭での伝達によることもできるが、写しの交付は、行わない。

(7) 開示場所

島根県健康福祉部医療政策課

14 その他

(1) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障がいがある者で受験を希望するものは、平成31年1月11日(金)までに島根県健康福祉部医療政策課まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障がいの状態に応じて、必要な措置を講ずる。

(2) 各試験会場の収容人員には制限があるため、受験会場の希望に添えない場合がある。

(3) 他県からの受験希望者については、試験会場の収容人員の関係から一定数(20名程度)に限り、先着順に受験者を受け入れることとする。受付は、平成30年11月20日(火)午前10時から開始し、一定数に達した時点で終了とする。他県からの受験希望者は、専用回線(電話0852-22-5797)へ受け入れの可否を確認の上、請求すること。

(4) 受験に関し不明な点がある場合は、島根県健康福祉部医療政策課(電話0852-22-5252)へ問い合わせること。

島根県告示第727号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市弥栄町程原984-4、1002-7、1003-2、1007-2、1008-16、1008-18、1008-20、1008-21、1008-22、1069-6、1070-2、1070-3

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

林道用地とするため

島根県告示第728号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年11月20日

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町河内22乙、22乙内1、31乙、34-1、34-2、35-3、41-2から41-4まで、52、67-3、112、113内1、277-1、282-1、336から338まで、1028-2、1083-1、1083内1から1083内6まで、1085から1088まで、1085内1、1085内2、1088-1、1088内1、1010-2、1152から1154まで、1334、1361-9、1363-1、1365、1365内1、1369、1369内1、1369-2、1370-1、1373-1、1373-2、1374、1377-1、1377-2、1380-1から1380-3まで、1386、1386内1、1409内1、1411-2、1442-2、1442-7、1442-8、1442-16から1442-18まで、1444-1から1444-3まで、1452-1、1452-2、1469、1469内1、1489-2から1489-4まで、1489内1、1490、1494から1497まで、1496-1、1496-3、1496-5、1509-1、1511、1512-1、1513-1、1528、1649-1、1655-2、1656-1、1657-2、1657内1、1658、1658内1、1664、1664内1、1665、1665内1、1666内1、1666内2、1666-3、1666-4、1667-1、1668-4、1694から1707まで、1694内1、1694-2、1696-1、1697内1、1699内1、1702内1、1704-1、1704-2、1705内1、1706内1から1706内3まで、1707内1、1707内2、1722から1724まで、1725から1737まで、1731内1から1731内5まで、1738-1、1755、1756-1から1756-4まで、1757、1757-1、1757内2、1760-1、1760-3、1814-1、1817

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町河内336から338まで、1010-2、1028-2、1442-2、1442-7、1442-8、1452-2、1528、1656-1、1665内1、31乙・34-1・41-3・41-4・52・1088-1・1088内1・1334・1361-9・1363-1・1365・1369・1370-1・1380-2・1386・1409内1・1411-2・1469・1489-4・1496・1509-1・1649-1・1707・1755・1756-1・1757-1・1760-1・1814-1・1817（以上29筆について次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町河内21-1、1047-3、1049、1052-3、1090、1090-1、1091、1091内1、1144-4、1144-5、1671、1672、1673-1、1679、1680、1709、1716-3、1717

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第729号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町湊浦399、401-1、401-11、401-16

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第730号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

江津市桜江町鹿賀784から786まで、786-1、791-1、792-1、792-2、793-1、793-20から793-23まで、桜江町川越955-1、957-2、桜江町田津107-1、530-3、530-7、530-16、530-36、530-124（次の図に示す部分に限る。）、530-140、530-142から530-144まで、530-147、530-154、536-2から536-4まで、536-6、538-1、548-3、548-6、549-4、549-11、550-15、601-10、604-2、桜江町谷住郷3507-2

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第731号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 諏訪3B
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次に結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
大田市大田町大田字宮崎口1383番2	1号及び2号
〃 〃 〃 1383番1	3号及び7号から9号まで
〃 〃 〃 976番2	4号から6号まで

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成30年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 受講対象者
林業種苗生産に従事しようとする者
- 2 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	区 域
平成30年12月19日	午前10時～午後5時15分	松江市宍道町佐々布3575 島根県立緑化センター 研修室	県内一円

- 3 講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間
林業種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間
計	6時間

- 4 受講申請

- (1) 受講者は所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を農林水産部森林整備課に提出すること。
- (2) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、農林水産部森林整備課に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (3) 受講についての詳細は、農林水産部森林整備課に問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の提出期限は、平成30年12月12日とする。

- 5 その他

- (1) 講習では、テキストとして全国山林種苗協同組合連合会発行の講習会テキスト「林業種苗の生産・配布に必要な知識」（平成22年4月発行）を使用する。

- (2) テキスト購入希望者は、講習会当日に県林業種苗協同組合がテキストを販売（2,000円）するので購入の上、受講すること。